

大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針

令和7年3月25日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

目次

1. 課題認識	2
(1) 検討経緯	2
(2) 事前調査	3
(3) 課題認識	4
2. 基本的な考え方	5
3. 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項.....	7
(1) 海外における大学等研究者の転退職時の知財取扱い.....	7
(2) 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項.....	9
(3) 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの検討の流れ.....	15
(4) 好事例・課題事例	21
4. まとめ.....	23
付録1 大学等研究者の転退職時の知財取扱いのケース（例）.....	24
付録2 海外における大学等研究者の転退職時の知財取扱い（詳細）.....	25
付録3 経済安全保障上の留意事項.....	30
付録4 ウォータールー大学の知財ポリシー	31

1. 課題認識

(1) 検討経緯

- イノベーションの促進には、大学等¹の優れた研究成果としての知財を活用し、スタートアップ等が機動的かつスピーディーに事業化して社会実装につなげる環境を整備することが重要である。その社会実装に向けては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」²、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」³、「大学知財ガバナンスガイドライン」⁴等が策定されてきたところである。

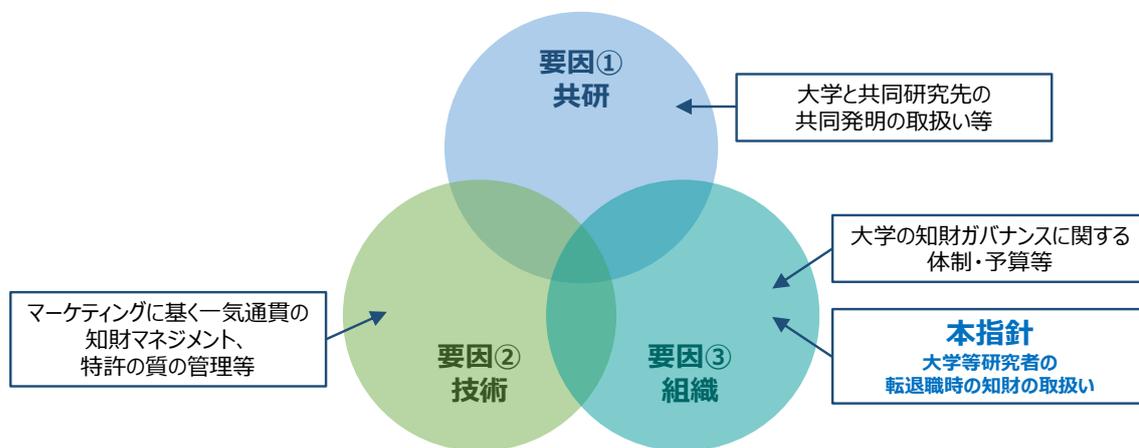
- 他方、大学等の研究成果としての知財の社会実装が制約される場合はなお存在する。そのような制約の要因としては、以下の3点が考えられる（図表1参照）。

要因①共研：共同研究に係る知財が大学等と共同研究先の共有になることで生ずる制約

要因②技術：技術や発明の社会実装の適否により生ずる制約

要因③組織：大学等の知財マネジメントの規定/能力により生ずる制約

- 上記のガイドラインでこれらの要因への対策が検討されてきたところだが、要因③のうち、大学等の研究者が転職する場合の知財の取扱いについてはこれまで検討されてこなかった。



図表1 知財の社会実装が制約される要因

¹ 本指針において「大学等」とは、日本における大学及び国立研究開発法人をいう。

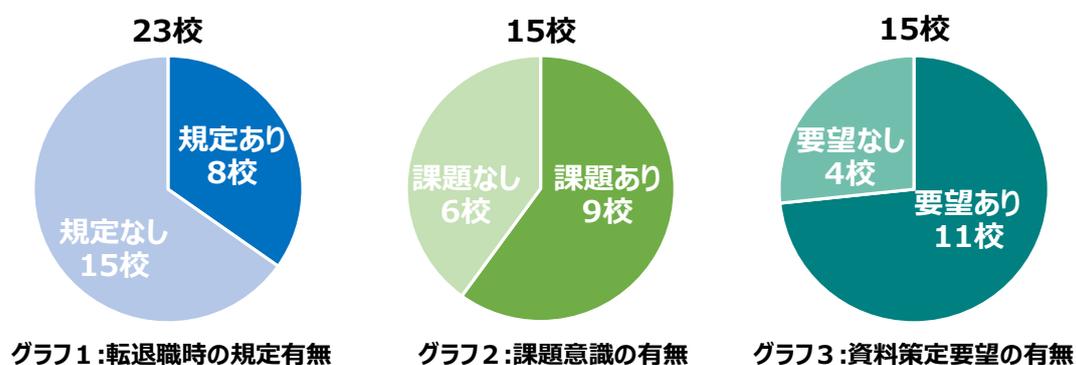
² イノベーション促進産学官対話会議事務局（文部科学省高等教育局、文部科学省科学技術・学術政策局、経済産業省産業技術環境局）（平成28年11月）

³ 文部科学省、経済産業省（令和2年6月）

⁴ 内閣府、文部科学省、経済産業省（令和5年3月）

(2) 事前調査

- 上記状況を受け、研究者の転退職時の知財取扱いの状況について、全国約 20 校の大学⁵における関連規定の有無を調査するとともに意見交換を行った。その結果概要を図表 2 に示す。



図表 2 調査結果・意見交換結果

- グラフ 1 は、研究者の転退職時の知財取扱いの規定の有無について公開情報を基に調査した結果である。規定を整備済みの大学は約 3 割であった。
- グラフ 2 は、研究者の転退職時の知財取扱いの課題意識の有無を意見交換で確認した結果である。約 6 割の大学が課題意識を持っているとの回答であった。
- グラフ 3 は、研究者の転退職時の知財取扱いについて、政府による何らかの資料（指針等）策定要望を意見交換で確認した結果である。約 7 割の大学が要望ありとの回答であった。
- 研究者の転退職時の知財取扱いの課題意識（グラフ 2）、研究者の転退職時の知財取扱いの資料策定要望（グラフ 3）に関して提起された具体的な意見概要を図表 3 に示す。

⁵ 学術研究懇談会を構成する大学（いわゆる RU11）、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の採択校（いわゆる地域中核大学）、その他の大学から約 20 校を選択

	意見概要
研究者の転退職時の知財取扱いの課題意識に関する意見 (グラフ2に関連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アカデミアの研究者は転退職が前提である。積極的に議論すべき重要な論点である。 ・ 転職前の大学に権利を放棄されてしまい、必要な知財権を引き取れなかった事例があった。 ・ 国立大学と私立大学とで意識が異なりトラブルになった事例があった。
研究者の転退職時の知財取扱いの資料策定要望の意見 (グラフ3に関連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の研究者の転退職時の知財取扱いに関する資料（指針等）を国が主導して作成して欲しい。 ・ 大学の知財を社会実装に繋げることを基本理念として、転職前の大学と転職後の大学がそれぞれ最善を尽くすべきことを国からメッセージとして出して欲しい。 ・ 転職前の大学と転職後の大学のそれぞれが知財の取扱いについて交渉する際の基礎となる資料が欲しい。 ・ 好事例があれば是非教えて欲しい。

図表3 意見交換で大学から出された意見概要

(3) 課題認識

- 大学の研究者は転退職が前提という意見があるにも関わらず、転退職時の知財取扱いに関する規定を整備済みの大学は一部に留まった（グラフ1）。また、大学の研究者の転職前大学と転職後大学⁶の間で当該研究者の知財の円滑な取扱いがなされないケースが散見される等、課題意識を持つ大学が多数を占めた（グラフ2）。さらに、政府による何らかの資料（指針等）策定への期待も大きいことが確認された（グラフ3）。
- また、近年のグローバル化に伴い、海外の大学へ転職（転出）するケースや、海外の大学から転職（転入）するケースも増えている。日本とは大きく異なる法制度や実務運用（大学における職務発明制度や研究者の転退職時の知財取扱い実務運用等）を有する国もあることから、主要国における職務発明制度や転退職時の知財取扱い実務運用について調査・整理しておくことも重要と考えられる。
- 以上の課題認識の下、本指針は、「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」での議論を踏まえ、大学等の研究者の転退職時の望ましい知財取扱いについて提言する。

⁶ 本指針では、研究者の転職前の大学を「転職前大学」、転職後の大学を「転職後大学」と呼ぶ。

2. 基本的な考え方

- 本指針では、大学等の研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて、大学等の研究者の転退職時の知財取扱いに関する留意事項や望ましい知財取扱いのあり方を提示する。

- **本指針の基本的な考え方**

大学等の研究者の転退職時の知財取扱い（権利帰属）としては、図表4の通り、①権利譲渡、②権利維持、③権利一部譲渡、④権利放棄、⑤権利返還、の5つの類型が考えられる⁷。大学等は、研究成果の社会実装や社会還元が大学等の重要な使命であることや研究者の学問の自由と転職の自由を踏まえつつ、これら5つのうちの何れの知財取扱いとするか決定すべきである。その際には、後述の留意事項を参照しつつ、一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定することが望ましい。なお、転退職時には、研究成果を整理した上で知財取扱いを明確化することに加え、特許だけでなく、データ、ノウハウ、著作物等についても明確化することが望ましい⁸。

	知財取扱い (権利帰属先)	概要	メリット	デメリット
類型 1	権利譲渡 (転職後大学)	転職前大学から転職後大学に権利を譲渡する	【転職前大学】 知財費用負担がない。契約によっては転職後大学から費用回収が可能 【転職後大学】 転職後に生まれた知財も含め集約・管理可能。実施料獲得の可能性	【転職前大学】 自身で知財管理不可。将来的な実施料獲得も困難 【転職後大学】 知財費用負担発生。知財リスクを負う可能性
類型 2	権利維持 (転職前大学)	転職前大学が引き続き権利を維持する。必要な場合には、大学発スタートアップや一般企業等の実施主体に実施許諾する	【転職前大学】 自身で知財管理可能。将来的な実施料獲得が可能 【転職後大学】 知財費用負担がない	【転職前大学】 研究者との意思疎通が薄れ社会実装阻害のおそれ 【転職後大学】 自身で知財管理不可 【両大学】 転職後に新たな知財が生まれた場合、知財が両大学に分散。知財管理や社会実装の手続が複雑化
類型 3	権利一部譲渡 (両大学)	転職前大学が権利持分の一部を転職後大学に譲渡し、権利を転職前大学と転職後大学の共有にする	【転職前大学】 知財費用負担が軽減。実施料獲得の可能性 【転職後大学】 社会実装に向けた活動が可能。実施料獲得の可能性 【両大学】 実施料の配分に納得感（権利持分に基づく配分）	【転職前大学】 実施料収入は単独帰属より減少 【転職後大学】 知財費用負担発生。知財リスクを負う可能性もあり 【両大学】 知財管理や社会実装の手続が複雑化
類型 4	権利放棄 (-)	転職前大学も転職後大学も権利維持せず権利放棄	【両大学】 知財費用負担がない	【両大学】 社会実装の機会が絶たれる可能性
類型 5	権利返還 (研究者)	大学が権利を放棄する場合において、研究者が自身の権利維持を希望するときに研究者に権利を返還（譲渡）	【両大学】 知財費用負担がない 【研究者】 自ら社会実装を進めることができる	【両大学】 社会実装された場合に実施料獲得不可 【研究者】 知財管理・知財費用負担発生

図表4 大学等の研究者の転退職時の知財取扱い（類型）

⁷ 図表4では大学間での転職を前提に記載したが、大学-国立研究開発法人間での転職の場合、国立研究開発法人は大学とは異なる運用であることも多いため、当該国立研究開発法人の知財ポリシーを参照しつつ、採り得る知財取扱いを検討することに留意すべきである。

⁸ 本指針では、知財を広義に解釈し、いわゆる産業財産権（特許権等）のほか、データ・ノウハウ・著作物等も含める。

○ **本指針のスコop①**

本指針では、研究者が大学-大学間、大学-国立研究開発法人間、大学-大学発スタートアップ間で転退職する場合等の知財取扱いの留意事項を提示する。なお、共有に係る権利については大学知財ガバナンスガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい。

○ **本指針のスコop②**

本指針では、原則として国内の大学等の間での研究者の転退職について検討するが、日本とは大きく異なる法制度や実務運用（大学における職務発明制度や研究者の転退職時の知財取扱い実務運用等）を有する国もあることから、海外の大学との間で研究者が転出入する場合に備えることも重要である。そこで、本指針では、主要国における大学の研究者の研究成果に係る知財取扱いについても整理する。

○ **本指針と既存のガイドラインとの関係性**

本指針は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」、「大学知財ガバナンスガイドライン」等のこれまでのガイドラインで示された考え方を踏まえつつ、研究成果の社会実装や社会還元を大学等の重要な使命として、大学等の研究者が転退職する場合の知財取扱いの考え方を示すものである。本指針に明示的な記載がない事項については、これらのガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい。

○ **目指したい実務運用**

大学等が、本指針で提示した留意事項や知財取扱いの検討の流れを参照し、研究者の転退職時の知財取扱いについて、内部規定で明文化し、その内容を予め研究者に説明する運用が望まれる。また、研究者の転職前大学及び転職後大学が、当該研究者の知財の取扱いを適切なタイミングで確認・協議し、必要に応じて契約を締結する運用が確立されることが望まれる。

3. 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項

- 大学等の研究者の転退職時に考えられる知財の取扱い（類型）を決定するに当たっては、様々な留意事項を考慮する必要がある。例えば、対象となる知財の実施状況（社会実装状況）や権利化状況のほか、法律や契約による制約や義務、知財リスクの有無、データ・ノウハウ・著作権等の取扱い、知財の創出者や関係者との意向、権利化・権利維持の費用、権利譲渡・実施許諾の対価、知財の創出者への補償（報奨）等が想定される。
- 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項を抽出・整理するに当たっては、研究者の流動性が高い海外の実務運用が参考になると考えられたため、海外の状況を調査・分析した。その結果の概要を3（1）に示すとともに、詳細を付録2に掲載した。また、国内の大学の産学連携関連部門や知財部門、大学の研究者、大学の知財実務に詳しい有識者、産業界や法曹界との意見交換の内容を踏まえたうえで、米国の実務運用も参考に留意事項を3（2）に、検討の流れを3（3）に、好事例・課題事例を3（4）にそれぞれ示した。

（1）海外における大学等研究者の転退職時の知財取扱い

（A）実務運用

① 米国における実務運用

- 米国では、大学の研究者が他の大学に転職したときは、原則として転職前大学が権利を維持し、転職後大学へ権利譲渡しない運用（即ち、図表4の類型2）が一般的である。また、必要な場合には転職前大学から実施許諾する運用となっている。
- 転職前大学で生まれた知財と転職後大学で生まれた新たな知財の取扱いや、当該知財を商業化する場合の取扱い（例：オーナーシップ、実施許諾、ロイヤリティ、費用負担、知財責任等）については、転職前大学と転職後大学とで契約（IIA：Inter-Institutional Agreement）を締結している。AUTM⁹が組織間における知財取扱いの契約のテンプレート（IIA テンプレート¹⁰）を公開しており、多くの大学がこのテンプレートを活用している。

② 欧州（ドイツ）における実務運用

- ドイツでは、大学の研究者が他の大学に転職したときは、転職前大学から転職後大学へ権利譲渡する場合もあれば、転職前大学が権利維持する場合もある（即ち、図表4の類型1及び2）。知財の取扱いについて、転職前大学と転職後大学とで契約を締結する運用が確立しているが、米国のようなテンプレートはない。

⁹ AUTM : Association of University Technology Managers

¹⁰ （出典）AUTM : [MODEL INTER-INSTITUTIONAL AGREEMENT \(ANNOTATED\)](#)

(B) IIA (Inter-Institutional Agreement) テンプレート

- IIA テンプレートは、複数の大学等が知財を共同管理する際の取扱いを広く整理するもので、研究者の転退職時の知財取扱いに特化したものではない。しかし、米国の大学では、研究者が他の大学へ転職したときにも本テンプレートを活用し、大学間で契約を締結することが一般的な模様である。本テンプレートの記載内容は、大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項を抽出・整理する際に参考になる。
- IIA テンプレートでは、一方の大学を「主導機関」(Lead Institution)、もう一方の大学を「相手機関」(Other Institution)として、以下の契約項目や契約条件を提示している(図表5参照)。

分類	小分類	主な記載内容
出願・権利化	特許出願	主導機関が権利化の責任と権限を持ち、決裁権を有する。主導機関は、相手機関と協力して意思決定を行い、相手機関からの要請を十分に考慮することを条件として、権利化を単独で管理することができる。
	海外出願	主導機関は、海外出願の決裁権を有する。主導機関は、出願期日の合理的な範囲で相手機関と協議する。
実施許諾	許諾権限	主導機関は、IIAの諸条件の遵守を条件として、実施権限の決裁権を有する。相手機関は、実施許諾契約の草案を契約締結前に提供されるが、期待する金銭的見返り(実施料等)を理由に当該契約の承認を拒否できないことを認める。
	商業化努力(社会実装)	主導機関は、特許権の商業化(社会実装)に向けてライセンスを探すための合理的な努力を払い、主導機関及び相手機関の相互利益かつ公益のために、実施許諾契約を管理する。
財務関連	特許費用	主導機関と相手機関は、特許費用の費用負担割合を決定する。
	実施料	主導機関と相手機関は、実施料の分配割合を決定する。主導機関がIIAの対象特許権以外の特許権又は知財権とともに第三者に実施許諾するときは、実施料総収入のうち、IIAの対象特許権の割合を決定するために相手機関と誠実に交渉する。Inventorshipに疑義が生じ発明者の削除又は追加が発生したときは、実施料の分配割合の条項を修正するよう誠実に交渉する。
	発明者補償	主導機関と相手機関は、それぞれの機関に所属する発明者に、それぞれの機関のポリシーに従って発明者補償を行う。
特許侵害・特許異議申立		主導機関と相手機関は、第三者による特許侵害、又は、特許の有効性に関する請求(特許異議申立等)の可能性を知った場合、速やかに他の当事者に通知する。両当事者は、状況を協議し、最善の方法を誠実に決定する。
知財責任		主導機関と相手機関は、特許権の実施が第三者の知財権を侵害しないことを明示的に保証しない。また、信用喪失、利益喪失、事業喪失、あらゆる経済的損害について責任を負わない。
その他		研究/教育目的で他の研究機関に実施許諾する権利の留保、政府助成金を受けた場合の米国政府への報告義務、輸出管理法を含む法律の遵守義務等。

図表5 IIA (Inter-Institutional Agreement) テンプレートの主要項目

- 本テンプレートは交渉の共通の出発点としての役割を果たすことを意図しており、ケースバイケースでカスタマイズが必要とされている。つまり、テンプレートは協議結果に応じて修正されることが前提となっている。また、特許権の共同管理のみが対象で、データ・ノウハウ・著作物・有形資産は含まれていないため、それらを含む場合にはカスタマイズが必要であることが注釈されている。
- データ・ノウハウ・著作物・有形資産に関する米国の実務運用は、IIA テンプレートとは別に取り扱われている。大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産については大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的と考えられる。但し、契約、法律、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先される。

(2) 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項

(A) 留意事項一覧

- 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項を抽出・整理するに当たっては、前述の IIA テンプレートを参考にした。但し、前述の通り、IIA テンプレートは、大学等研究者の転退職時の知財取扱いに特化したものではないため、その観点での再整理が必要となる。また、国内の実務運用の実状も踏まえた検討も必要となる。
- 本節では、IIA テンプレートや海外の実務運用を参考にしつつ、国内の大学の産学連携関連部門や知財部門、大学の研究者、大学の知財実務に詳しい有識者、産業界や法曹界との意見交換を踏まえ、図表 6 に大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項をまとめた。
- 図表 6 では、知財（客体面）、人（主体面）、費用（手続面）の 3 つに大別して留意事項を整理した。知財の取扱い（類型）を決定する際には、各留意事項を考慮要素として、転職前大学と転職後大学の協議、研究者その他の関係者の意向等を踏まえて、個々の事情に応じて当事者の合意に基づいて決定することが望ましい。

	留意事項	留意事項の詳細
知財 (客体面)	知財の実施状況 (社会実装等)	<ul style="list-style-type: none"> 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか 研究はどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学） 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学発SU/転職後大学発SU） 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか
	知財の権利化状況 (特許権等)	<ul style="list-style-type: none"> 権利は単独か共有か 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/海外出願等） 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/海外出願あり）
	法律・契約	<ul style="list-style-type: none"> 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等） 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか 研究者が転職前大学との関係でどのような制約や義務を負っているか（望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認）
	知財リスク	<ul style="list-style-type: none"> 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判等） 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか
	データ・ノウハウ・著作権等	<ul style="list-style-type: none"> データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内のポリシーを確認したか データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか
人 (主体面)	知財の創出者 (発明者)	<ul style="list-style-type: none"> 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか） 発明者に学生（含 留学生）はいるか 発明者の認定に争いはないか
	関係者	<ul style="list-style-type: none"> 転退職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか
費用 (手続面)	権利化・権利維持の費用	<ul style="list-style-type: none"> 今後の権利化（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか 今後の権利維持（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか
	権利譲渡・実施許諾の対価	<ul style="list-style-type: none"> 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）
	発明者への補償	<ul style="list-style-type: none"> 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか 発明者の補償に関する意向を確認したか

図表 6 大学等の研究者の転退職時の知財取扱い（類型）を決める際の留意事項

- 図表 6 の留意事項について、転職前大学と転職後大学それぞれのチェック欄を設けたチェックリストの例も以下に提示する（図表 7 参照）。このチェックリストを使用することで、転職前大学と転職後大学それぞれが留意事項を確認し、共通認識を醸成しながら合意形成を図ることも可能となる。

	留意事項	留意事項の詳細	転職前 大学	転職後 大学
知財 (客体面)	知財の実施状況 (社会実装等)	<ul style="list-style-type: none"> 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか 研究はどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学） 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学/転職後大学/共同） 当該知財を活用した転職前大学/転職後大学/共同はあるか 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	知財の権利化状況 (特許権等)	<ul style="list-style-type: none"> 権利は単独か共有か 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/海外出願等） 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/海外出願あり） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法律・契約	<ul style="list-style-type: none"> 法律による制約や義務はあるか（日本版パイドール制度、外為法（輸出管理）等） 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか 研究者が転職前大学との関係でどのような制約や義務を負っているか（望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	知財リスク	<ul style="list-style-type: none"> 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判等） 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	データ・ノウハウ・ 著作権等	<ul style="list-style-type: none"> データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内のポリシーを確認したか データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	人 (主体面)	知財の創出者 (発明者)	<ul style="list-style-type: none"> 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか） 発明者に学生（含 留学生）はいるか 発明者の認定に争いはないか 	<input type="checkbox"/>
関係者		<ul style="list-style-type: none"> 転職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
費用 (手続面)	権利化・権利維持の 費用	<ul style="list-style-type: none"> 今後の権利化（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか 今後の権利維持（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	権利譲渡・実施許諾の 対価	<ul style="list-style-type: none"> 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	発明者への 補償	<ul style="list-style-type: none"> 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか 発明者の補償に関する意向を確認したか 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

図表 7 大学等研究者の転職時の知財取扱いチェックリストの例

- なお、上記チェックリストを使用して全留意事項を全案件で確認することは効率的ではなく、チェックリストを使用すべき案件を絞り込む必要がある場合があると考えられる。後述の 3（3）に、チェックリストの使用要否を判断するための考え方について掲載した。

(B) 留意事項の詳細

- 図表 7 の留意事項の検討の観点の詳細を以下に示す。なお、知財の取扱い（類型）は、各留意事項の項目（単独の考慮要素）のみで決定されるものではなく、他の項目も含めて全体として総合的に判断されるべきものであることに留意されたい。（例えば、下記 I ①「社会実装」の観点からは転職後大学へ権利譲渡すべきと判断される場合でも、I ③「法律・契約」の制約や義務がある場合、I ④「知財リスク」が想定される場合、II ②「関係者」の意向が異なる場合等、その他の観点から判断が変わることもあり得るため総合的な判断が必要である）。

I. 知財（客体面）の留意事項

① 知財の実施状況（社会実装状況）

知財の実施状況（社会実装状況）は、知財の取扱いを決定する際に重要な要素となり得る。

- 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか
* 社会実装の有無や社会実装計画の有無を確認する。
- 研究がどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学）
* 転職前大学と転職後大学のどちらの大学で研究が継続されるか、また、両大学で研究が継続されるかを確認する。後者の場合は転職前大学と転職後大学の共有となり得る。
- 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学発 SU¹¹/転職後大学発 SU）
* 当該知財を活用した転職前大学発 SU が設立済み（転職後大学発 SU がない）で社会実装を主導している場合には転職前大学が権利維持することが考え得る。一方、当該知財を活用した転職後大学発 SU が設立済み（転職前大学 SU がない）で社会実装を主導している場合には転職後大学へ権利譲渡することも考え得る。
- 当該知財を活用した転職前大学発 SU はあるか
* 転職前大学発 SU がある場合、転職前大学から転職後大学へ権利譲渡すると、契約内容の開示など手続きが煩雑になる可能性があることに留意する。
- 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか
* 実施許諾契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）を確認する。

② 知財の権利化状況（特許権等）

対象となる知財に関連する制約や義務の確認、手続、費用等の把握につなげる。

- 権利は単独か共有か
* 権利が共有の場合は共同研究契約や共同出願契約による制約や義務を確認する。
- 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/海外出願等）
* 権利化状況に応じた対応や法定期限、今後の発生費用に留意する。
- 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/海外出願あり）
* 出願国に応じた対応や法定期限への留意、今後の発生費用に留意する。

③ 法律・契約

対象となる知財に関連する法律や契約による制約や義務や、法的リスクの把握につなげる。

- 法律による制約や義務はあるか
* 法律による制約や義務を確認する。例えば、日本版バイ・ドール制度で研究開発の受託者に帰属させた知財権を権利譲渡するとき等は原則として国の承諾を受けることが条件になってい

¹¹ SU : スタートアップ

る。また、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく「リスト規制」及び「キャッチオール規制」に該当する研究データやノウハウ等の提供は、経済産業大臣の許可が必要とされている。

- 知財に関する既存の実施許諾契約、共同研究契約、共同出願契約等があるか
 - * 既存の契約の有無を確認する。これらの契約においては、権利譲渡や実施許諾に関する制約や義務が記載されていることが一般的である。
- 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか
 - * 既存の契約による制約や義務を確認する。知財契約（実施許諾契約、共同出願契約等）ではない契約（共同研究契約、研究委託契約等）でも知財条項が含まれていることが多い点に留意する。
- 研究者が転職前大学との関係でどのような制約や義務を負っているか
 - * 研究者が転職前大学の退職時に署名した制約や義務を確認する。特に、海外では、研究者が退職する際に厳格な知財取扱いを求める大学もある。

④ 知財リスク

知財に関連する紛争リスクの回避につなげる。

- 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判等）
 - * 発明者認定や実施許諾に関する争いの有無や特許異議申立/無効審判のリスクを確認する。
- 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか
 - * 係争発生時の知財責任の所在を明確化する。
- 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、実施許諾、利益分配等）
 - * 転職前大学で生まれた知財（基本発明）、転職後大学で生まれた知財（改良発明）のそれぞれの権利帰属（オーナーシップ）、実施許諾（実施料の利益分配）を両大学で協議する必要がある。
- 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか
 - * 未出願案件がある場合には、転職前大学と転職後大学とで取扱いを協議する。理由は、① 転職前大学が基本特許を保有し転職後大学で改良発明が創出された場合、② 転職前大学では開示されていなかった当該発明に関する情報を研究者が転職後大学で開示した場合、③ ①又は②のような状況下で研究者本人が起業した場合等において、転職後大学で行った出願に係る発明が転職前大学で完成済みと主張される等、係争になり得るためである。

⑤ データ・ノウハウ・著作権・有形資産

研究者の研究の継続性、社会実装の実現などを考慮して取扱いを決定することが望ましい。

- データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内のポリシーを確認したか

- * データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーが未整備の大学は、これらポリシーの策定に加え、実効的な管理・運用体制を整備することが望ましい。
- データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか
 - * 転職前大学と転職後大学が協議し、ポリシーを参考に知財取扱いを契約で定める。

II. 人（主体面）の留意事項

① 知財の創出者（発明者）

他の発明者¹²にも配慮しつつ、発明者認定に関する争いの回避につなげる。

- 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか）
 - * 研究を継続する他の研究者がいるかを確認する。転職前大学に残る他の研究者がいる場合には、転職後大学に転職する研究者だけでなく、これらの研究者も研究継続できるよう配慮することが望ましい。
- 発明者に学生（含 留学生）はいるか
 - * 学生による発明の取扱いについて確認する。学生による発明は職務発明に該当しないことから、各大学においては、当該発明の取扱いについて、発明が創出された後に事後的に検討するよりも、事前に取り決めをしておくことが望ましい¹³。
- 発明者の認定に争いはないか
 - * 発明者の認定に争いがないかを確認する。発明者の認定の争いの可能性があるときは、産学連携部門や知財部門等が中立的な立場から仲裁を試みることを望ましい。

② 関係者

関係者¹⁴と意思疎通を図り、意向を把握することで、適切な知財取扱いへとつなげる。

- 転職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか
 - * 転職する発明者が転職後大学への権利譲渡を希望しているか確認する。
大学として権利放棄する場合は研究者が権利返還（研究者への権利譲渡）を希望しているか確認する。
- 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか
 - * 他の発明者の知財取扱い（権利譲渡等）の意向を確認することが考えられる。この際、産学連携本部や知財部門が全ての発明者の意向を確認するのではなく、代表となる発明者を窓口として確認することも考えられる。
- 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか

¹² 知財の創作者には、特許法における発明者のほか、実用新案法における考案者や意匠法における創作者等も含まれ得るが、ここでは発明者を知財の創作者を代表するものとして記載する。

¹³ （出典）「大学等における職務発明等の取扱いについて」、文部科学省（平成 28 年 4 月）

¹⁴ 転職する研究者本人のほか、元の大学に残る他の研究者、共同研究者、共同権利者、共同研究先企業等が含まれる。

* 共同研究契約や共同出願契約による制約や義務を確認し、共有権利者の意向を確認する。

○ 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか

* 転職する発明者の知財取扱いを決める際には両大学の産学連携部門（知財部門）が連絡を取り合い意思疎通することが望ましい。

Ⅲ. 費用（手続面）の留意事項

① 権利化・権利維持の費用

今後予想される権利化・権利維持の費用を確認し、予算措置の必要性を検討する。

○ 今後の権利化（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか

○ 今後の権利維持（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか

② 権利譲渡・実施許諾の対価

有償/無償の何れとするか、また、有償の場合は対価を転職前大学と転職後大学が協議する。その際、社会実装に資することを踏まえつつ、実施料収入がある場合の投資回収の観点も含め、各大学の貢献度に応じて配分を決めることを前提に、両大学が協議することを目指す。容易に協議がまとまらない場合は条件付き譲渡¹⁵も一案となり得る。

○ 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）

* 転職前大学と転職後大学とが権利譲渡・実施許諾の対価を協議する。

③ 発明者への補償

発明者への補償（報奨）の方針を転職前大学と転職後大学とで協議する。

○ 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか

* 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するかを協議する。

○ 発明者の補償に関する意向を確認したか

* 転職前大学と転職後大学の何れが補償するかを決めた後、発明者の同意を取得する。その際、発明者の対象者の漏れがないように留意する。

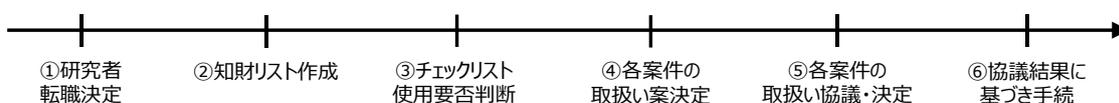
○ 以上、大学等の研究者の転職時の知財取扱い（類型）を決める際の留意事項について詳述した。

¹⁵ 例えば、事業化・収益化に成功した場合に対価を支払う形式が考えられる。

(3) 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの検討の流れ

(A) 検討のフローチャート

- 研究者の転退職が決まった場合には、転職前大学と転職後大学とが適切なタイミングで当該研究者が関わる知財を抽出・顕在化して必要な情報を共有し、それぞれの大学が協議のうえで知財の取扱いを決定し、必要な手続を進めることが求められる。以下、大学等研究者の転退職時の知財取扱いの対応の流れ（フローチャート）の例を図表 8 に示す。なお、研究者にはこの流れを事前に周知しておくことが望ましい。



図表 8 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの対応の流れ

① 研究者転職決定

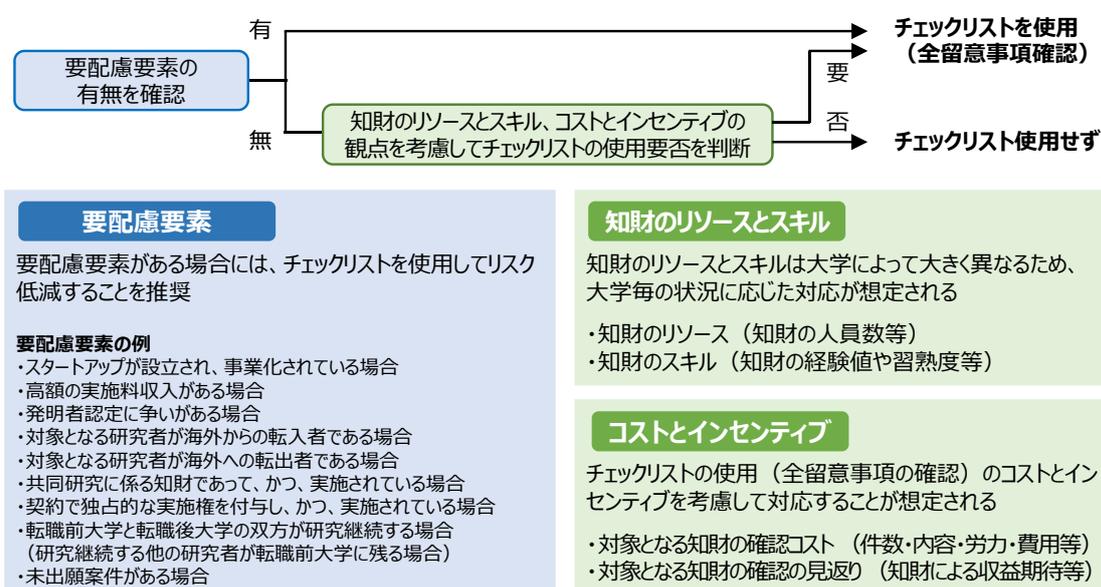
- 研究者は、転職が決まった時は遅滞なく大学へ連絡する。その際、知財リストの作成を研究者自身が大学に依頼することも一案である。

② 知財リスト作成

- 転職前大学は、当該研究者の研究成果に係る知財のリストを遅滞なく作成し、転職前大学と転職後大学とで知財リスト（図表 10）を共有する。特許出願をリストアップする際には、後のトラブル回避のため未出願案件がないかも確認することが望ましい。なお、知財リストは転職決定前から予め作成しておくことも考えられる。特に、近い将来の転職が想定される任期付き研究者等はその必要性が高いと考えられる。
- 図表 10 では、左側に「特許番号・特許出願」、「ステータス（権利化状況）」、「次の法定期限」等の対象となる知財の書誌的情報の欄、右側に知財取扱い決定後に追記する「留意事項の確認結果」、「備考欄」、「知財取扱い（類型）記入欄」を設ける形としている。この段階では左側の欄のみ記入し、転職前大学と転職後大学とで転職する研究者の知財（案件）を把握・共有する。
- 転職前大学にとって転職後大学へ開示すべきでない情報が含まれる場合には、それらを削除したうえで共有することが望ましい。法律や契約の義務や制約がある場合や、その他秘匿すべき情報が含まれる場合があるためである。

③ チェックリスト使用要否判断

- 転職前大学と転職後大学は、それぞれ、チェックリスト使用要否判断プロセスに基づき、図表7のチェックリストの使用要否を判断する。全案件についてチェックリストの全留意事項を確認することが理想的だが、現実的には困難との意見もある。
- そこで、図表9に記載の通り、要配慮要素、知財のリソースとスキルの観点、コストとインセンティブの観点から総合的に使用要否を判断し、チェックリストを使用する案件（全留意事項を確認する案件）を限定することが考えられる¹⁶。



図表9 チェックリスト使用要否判断プロセス

- 具体的には、要配慮要素（スタートアップが設立され事業化されている場合、高額の実施料収入がある場合、海外との間の転出入である場合等）の有無を確認し、有の場合にはチェックリストを使用する。一方、無の場合には、知財のリソースとスキルの観点（知財の人員数、知財の経験値や習熟度等）、コストとインセンティブの観点（知財の件数・内容・労力・費用、知財による収益期待等）を考慮してチェックリストの使用要否を総合的に判断する。
- なお、転職前大学と転職後大学の間には情報の非対称性がある（転職前大学により多くの情報がある）ことに留意が必要である。転職前大学は可能な範囲で転職後大学への情報共有に配

¹⁶ 米国では、学生をフェローとして雇い知財管理部門をサポートする体制を採る大学もある。国内の大学でも同様の体制を採ることで、人員不足の問題を解消するとともに、知財人材育成の機会にすることも考え得る。

慮するとともに、転職後大学は転職前大学の立場を尊重し、両大学が社会実装に向けて誠実に協議することに留意する。

④ 各案件の取扱い案決定

- 転職前大学は、知財リストに掲載された各案件の取扱い案を決定する。③で「要」と判断した案件は、チェックリストに記載された全留意事項を確認して取扱い案を決定する。③で「否」と判断した案件は、留意事項を参考に取扱い案を決定する。
- 転職後大学も、転職前大学と同様に、知財リストに掲載された各案件の取扱い案を決定する。③で「要」と判断した案件は、チェックリストに記載された全留意事項を確認して取扱い案を決定する。③で「否」と判断した案件は、留意事項を参考に取扱い案を決定する。
- 何れの場合においても、②の知財リストの右側の欄に必要な案件について確認結果を追記・付記することが望ましい。②の知財リストに確認結果を追記・付記した例を図表 11 に示す。

⑤ 各案件の取扱い協議・決定

- 転職前大学と転職後大学は、それぞれの取扱い案を持ち寄り、各案件の取扱いを協議し、「2. 基本的な考え方」を考慮の上、最終的な知財取扱い（類型）を決定する。その後、何れかの大学が、研究者に各案件の取扱いを連絡する。なお、協議の過程では、必要に応じて研究者に協力を求めることも一案である。

⑥ 協議結果に基づき手続

- 転職前大学と転職後大学は、協議結果に基づき手続を行う（例：契約締結や名義変更手続等）。なお、手続は研究者の転職に合わせて可能な限り早期になされることが望ましい。審査請求期限、海外出願期限、拒絶理由通知の送付、特許維持費用の発生等が想定されるためである。

(B) 知財リスト

- (A) で前述した通り、知財リストには、案件毎に知財のステータス（権利化状況）、次の法定期限、留意事項の確認結果、備考欄を設けており、前述の留意事項を参照しながら確認結果を記入する形式とした。また、知財取扱い記入欄を設け、確認結果に基づき決定した知財取扱いを記載するようにしている。図表 10 は (A) ②の知財リスト作成段階のもの、図表 11 は (A) ④の各案件の取扱い決定段階のもの例である。

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い(類型) 記入欄
P1	特許XXXXXXX号	登録済み 海外出願(米)	年金納付期限 ○年○月○日			
P2	特願2022- XXXXXX	拒絶理由応答中 海外出願なし	拒絶応答期限 ○年○月○日			
P3	特願2022- YYYYYY	審査請求中 海外出願(米中)	審査中			
P4	特願2022- ZZZZZZ	審査請求中 海外出願(米欧)	審査中			
P5	特願2023- YYYYYY	審査請求中 海外出願なし	審査中			
P6	特願2023- XXXXXX	未審査請求 海外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日			
P7	特願2024- XXXXXX	未審査請求 海外出願検討中	パリ優先期限 ○年○月○日			
P8	未出願案件1	出願前	-			
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	-			
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	-			

図表 10 知財リスト (②の知財リスト作成段階のものイメージ)

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い(類型) 記入欄
P1	特許XXXXXXX号	登録済み 海外出願(米)	年金納付期限 ○年○月○日			権利維持
P2	特願2022- XXXXXX	拒絶理由応答中 海外出願なし	拒絶応答期限 ○年○月○日			権利放棄
P3	特願2022- YYYYYY	審査請求中 海外出願(米中)	審査中			権利譲渡
P4	特願2022- ZZZZZZ	審査請求中 海外出願(米欧)	審査中	・スタートアップが事業化済、海外進出計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を特に希望せず ・発明者に学生や留学生を含む		権利維持
P5	特願2023- YYYYYY	審査請求中 海外出願なし	審査中			権利返還
P6	特願2023- XXXXXX	未審査請求 海外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日	・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・両大学で研究継続	権利 一部譲渡
P7	特願2024- XXXXXX	未審査請求 海外出願検討中	パリ優先期限 ○年○月○日			権利譲渡
P8	未出願案件1	出願前	-	・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・転職前大学と転職後大学の権利関係に留意	・出願時までに 両大学で要協議	権利維持
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	-			オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	-			オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可

図表 11 知財リスト (④の各案件の取扱い決定段階のものイメージ)

- 知財リストには、特許等の産業財産権だけでなく、未出願案件やデータ・ノウハウ・著作物・有形資産を記入することも可能である。図表 10 及び 11 では、例として、未出願案件、データ、プログラムについてもサンプル的に記載している¹⁷。
- 知財リストには、出願日、審査請求日、登録日等の書誌的事項の欄を設けたり、海外出願の情報をファミリー単位で整理することも有用である。
- 知財リストは日常的に整備しデータベース化しておくことも考えられる。負担が大きい場合等は、特許戦略ポータルサイト¹⁸、researchmap¹⁹、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）²⁰等の公的な基盤を活用することも一案である（図表 12 参照）。

<p>①特許戦略ポータルサイト</p>  <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許庁は、各出願人が自身の特許出願の審査関連情報等を掲載したエクセルデータ（「自己分析用データ」）をダウンロードできる「特許戦略ポータルサイト」を公開 ✓ 自己分析用データは、自身の特許出願の出願番号・発明者氏名・発明の名称・審査結果等の情報がリスト形式で提供される <p>（出典） https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html</p>	<p>②researchmap</p>  <ul style="list-style-type: none"> ✓ researchmapは、研究者により業績を管理・発信可能とするデータベース型研究者総覧 ✓ 自身の研究者サイトを作成でき、産業財産権、論文などの業績を管理し、発信が可能 <p>（出典） https://researchmap.jp/</p>
<p>③府省共通研究開発管理システム（e-Rad）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ✓ 競争的研究費制度を中心に、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付～成果報告等）をオンライン化したシステム ✓ 成果物として知財権等が登録されており、研究課題毎に確認可能 <p>（出典） https://www.e-rad.go.jp/</p>	

図表 12 特許戦略ポータルサイト、researchmap 及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）

¹⁷ 共同出願の案件や実施許諾済の案件についてもステータス等の欄にその旨を予め記載しておくことが望ましい。また、特許出願、特許権又は未出願案件に関するデータやプログラム等についても記載しておくことが望ましい。

¹⁸ （出典） [特許戦略ポータルサイト](#)（特許庁）

¹⁹ （出典） [researchmap](#)（科学技術振興機構（JST））

²⁰ （出典） [府省共通研究開発管理システム（e-Rad）](#)（内閣府）

(C) データ・ノウハウ・著作物・有形資産

- データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いに関しても、前述の留意事項の記載事項に注意しつつ検討作業を進めることが想定される。転職前大学と転職後大学それぞれのデータ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーを確認し、両大学間で協議の上、研究者の研究の継続性、社会実装の実現等を考慮して取扱いを決定することが望まれる。これらのポリシーが未整備の大学は、ポリシーの策定及び実効性ある運用の立上げがなされることが望ましい。
- 大学におけるデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いについては、既存の政府文書で図表13のように方向性が示されている²¹。それによれば、データについては研究者、ノウハウ・著作物・有形資産については大学が主に管理することが示されている²²。
- 大学-国立研究開発法人間での転職の場合、国立研究開発法人はデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いに関して大学とは異なる運用を採用しているケースもあるため、当該国立研究開発法人のデータ等のポリシーを参照しつつ、採り得る知財取扱いを検討する必要があることに留意すべきである。

○ **新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）**
（文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会・研究基盤部会、2003年4月答申）
大学等における知的財産の組織的な管理・活用のあり方

- 大学の社会貢献への要請の高まりや国民（納税者）の理解を得る必要性、近年の大学における体制整備の進展等に鑑みて「最善の道」を今日の時点で選択するとすれば、職務発明に係る**特許権**等のうち大学が承継するものの範囲について見直しを行い、機関帰属を原則とすることが適切である。
- データベース及びプログラム**著作権**並びに回路配置利用権については、著作権法等において職務発明規定と類似の規定は存在しないものの、有効活用を図る観点からは大学による組織的な管理・活用が望ましい。
- 研究開発成果としての**有体物**についても、教員への還元配慮しつつ、原則大学帰属とし、各大学において学内規程の整備と円滑な運用体制を整備することが求められる。
- 技術情報や**ノウハウ**等についても、不正競争防止法等の改正の動向も踏まえ、今後は研究室の規律だけでなく、大学が組織的に取り扱うことが必要である。
- 知的財産を機関帰属とした場合に**人材流動化を阻害しないようなルールのあり方**（発明者が移動した場合の対価の還元のあり方、発明者がベンチャー起業する場合の取扱い等）については、各大学相互の密接な情報提供や今後の議論の進展に期待する。

○ **公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方**
（統合イノベーション戦略推進会議、2021年4月）
研究者の責務

- 公的資金による研究開発を実施する研究者は、研究成果の最大化や波及効果の誘起、さらには研究成果の利活用を通じた新たな研究成果やイノベーションの創出を促進するために、…適切に**研究データ**の管理を行い、利活用に供する。

図表 13 大学におけるデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いに関する政府文書での方向性

²¹（出典）①「新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）」、文部科学省科学技術・学術審議会（平成15年4月）、

②「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」、内閣府統合イノベーション戦略推進会議（令和3年4月）

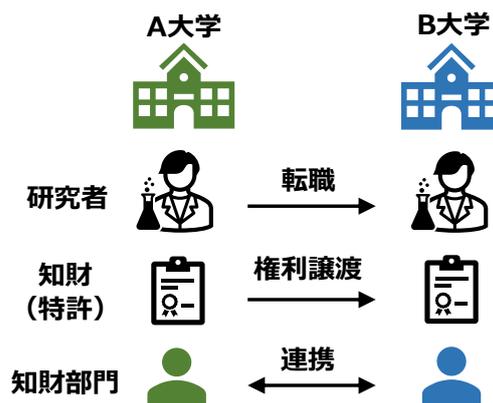
²²一部のデータ（医療データ等）については大学が組織として管理すべきとする考え方もある。

(4) 好事例・課題事例

- 国内外の産学連携関連部門や知財部門、大学の研究者、大学の知財実務に詳しい有識者、産業界や法曹界との意見交換を通じて得られた情報を基に、好事例と課題事例をそれぞれ抽出した。以下、好事例と課題事例を参考として示す。

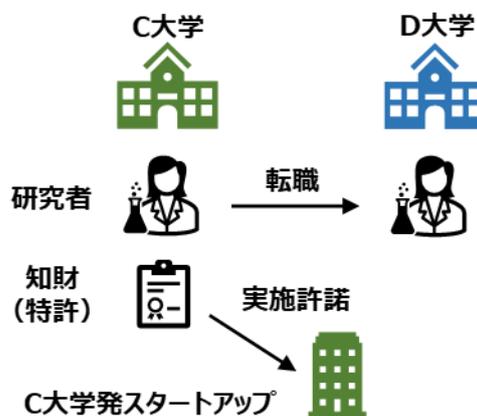
① 好事例 1

- A 大学から B 大学へ研究者が転職した際、A 大学の知財部門が、当該研究者が関わる知財について、A 大学から B 大学への権利譲渡を積極的に提案。
- 両大学の知財部門と研究者が連携し、研究者の研究成果に係る知財をリストアップ。
- リストアップした知財のうち、社会実装の可能性や研究者意向の高い案件に優先順位を付与し、A 大学から B 大学へ権利譲渡。真に必要な案件を抽出し、A 大学から B 大学へ効率的に権利譲渡。



② 好事例 2

- C 大学において、研究者が創出した知財を活用して C 大学発スタートアップが設立されていた。
- その後、当該研究者が C 大学から D 大学へ転職することが決定。
- C 大学発スタートアップでの社会実装が見込まれたことから、C 大学の産学連携本部の助言により、C 大学が権利を維持したまま当該スタートアップに実施許諾する方向で D 大学と合意。



③課題事例 1

- 研究者が E 大学から F 大学へ転職。
- E 大学と F 大学それぞれの知財部門の間での連携がなかった。また、研究者も E 大学での研究成果に関する知財を F 大学に連絡していなかった。
- 特段の権利譲渡の機会がないまま権利消滅。その後、F 大学にとって、当該知財は権利譲渡を受けるべき案件だったことが判明。

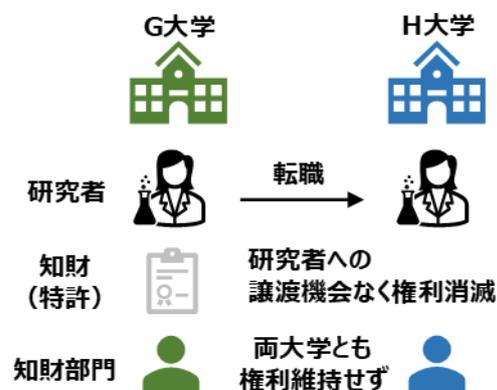


学び

研究者が大学間で転職したときは、転職前大学と転職後大学の間で、当該研究者が関わる知財について適切なタイミングで共有することが必要。また、発明者本人から自身が関わる知財について転職後大学へ連絡することも重要。

④課題事例 2

- 研究者が G 大学において基礎研究の発明を創出。その後、研究者が G 大学から H 大学へ転職。
- G 大学と H 大学それぞれの知財部門で知財情報が共有されたが、基礎研究の発明だったためか、重要性が十分に認識されず、両大学とも権利維持しないと判断し、権利消滅。
- また、大学から研究者へ知財取扱いについて連絡されず、発明者に権利返還され自身で権利維持することもできなかった。



学び

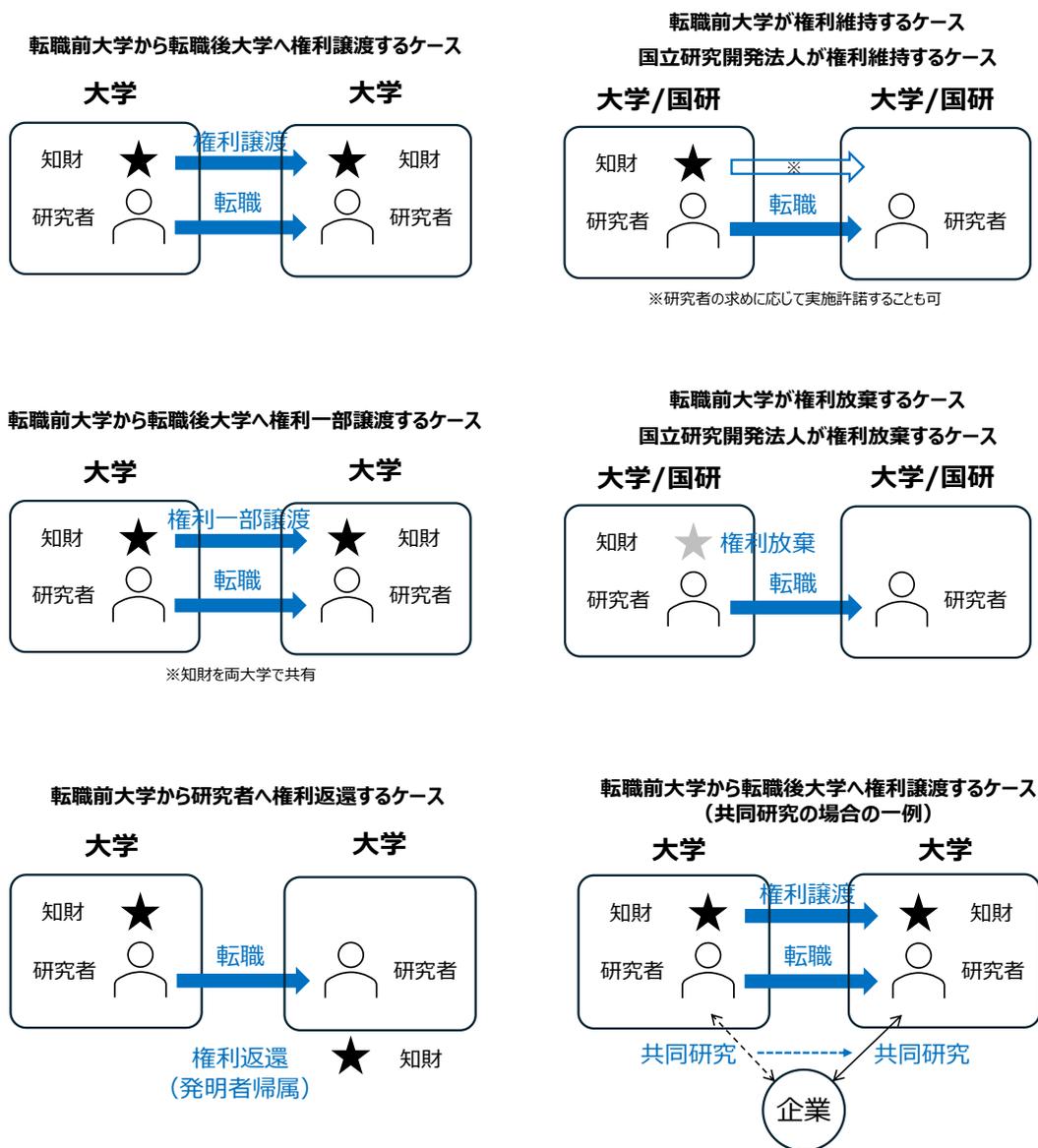
大学が権利放棄と判断する場合には、必要に応じて研究者に知財の重要性を確認するとともに、大学としての知財取扱いの判断結果を発明者にフィードバックすることも有用。発明者本人が権利返還を受けて自身で権利維持する可能性を探ることも可能。

4. まとめ

- 本指針では、大学等の研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて、大学等の研究者の転職時の知財取扱いに関する留意事項や望ましい知財取扱いのあり方を提示した。
- 本指針では、大学等の研究者の転職時の知財取扱いとして、①権利譲渡、②権利維持、③権利一部譲渡、④権利放棄、⑤権利返還、の5つの類型が考えられること、大学等は、研究成果の社会実装や社会還元が大学等の重要な使命であることや研究者の学問の自由と転職の自由を踏まえつつ、これら5つのうちの何れの知財取扱いとするか決定すべきこと、その際には、留意事項を参照しつつ、一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定すべきことを提示した。
- 本指針では、米国における実務運用も参考に、大学等の研究者の転職時の知財取扱いとしての留意事項やチェックリストを具体的に提示するとともに、大学等における検討の流れも提示した。
- 大学等が、本指針で提示した留意事項や知財取扱いの検討の流れを参照し、研究者の転職時の知財取扱いについて、内部規定で明文化し、その内容を予め研究者に説明する実務運用が確立することが望まれる。また、研究者の転職前大学及び転職後大学が、当該研究者の知財の取扱いを、本指針で提示した留意事項に留意しつつ適切なタイミングで確認・協議し、必要に応じて契約を締結する運用が確立することが望まれる。

付録 1 大学等研究者の転退職時の知財取扱いのケース（例）

- 大学等の研究者の転退職時に考えられる知財の取扱いは、前述の通り、①権利譲渡、②権利維持、③権利一部譲渡、④権利放棄、⑤権利返還、等が考えられる。想定される具体的なケース（例）を参考として図示する。



図表 14 大学等研究者の転退職時の知財取扱いのケース

付録2 海外における大学等研究者の転退職時の知財取扱い（詳細）

- 日本とは大きく異なる職務発明制度や運用・慣行・特例を有する国もあることから、海外の主要国におけるそれらの状況を整理しておくことも有用と考えられる。また、海外は日本と比較して大学等の研究者の流動性が高く、研究者の転退職時の知財取扱いに関する実務運用がより成熟していると考えられることから、海外の大学における研究者の転退職時の知財取扱いを調査・分析することも有用と考えられる。
- そこで、欧米の大学²³や産学連携機関²⁴が公開している知財ポリシー及び契約雛型、並びに、関連文献²⁵の調査・分析を行った。また、欧米の大学の産学連携関係者・知財関係者、知財実務に詳しい有識者との意見交換も行った。それらの結果の概要を次頁以降に示す。

²³ ハーバード大学、マサチューセッツ工科大学（MIT）、スタンフォード大学、カリフォルニア大学バークレー校、ワシントン大学、ニューメキシコ大学、イェール大学、ミュンヘン工科大学等

²⁴ AUTM（Association of University Technology Managers）等

²⁵ （出典）①「主要国の職務発明制度における大学に対する特別の規定の概要」、特許庁 産業構造審議会 知的財産分科会 第2回特許制度小委員会資料4（平成28年4月）、

②「大学等における職務発明制度の運用に関する論点整理（論点案）」、文部科学省 科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会（第5回）資料1（平成28年2月）、

③「研究者の流動化に対応した知的財産管理システム」、京都大学大学院医学研究科 知的財産経営学コース 知的財産企画室、平成16年度文部科学省大学知的財産本部整備事業 21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム 成果報告書（平成17年3月）、

④「中華人民共和国専利法（改正）2021年6月1日施行」、日本貿易振興機構（ジェトロ）、（令和3年6月）

⑤「第4回目改正中国専利法における職務発明制度の改正について」、柳沈律師事務所、知財情報（令和3年6月）

⑥「韓国 今後、大学・公共研究機関の放棄特許を発明者が譲り受ける」、日本貿易振興機構（ジェトロ）、知的財産ニュース（令和3年3月25日）、

⑦ 竹中俊子「欧米・アジア主要国の職務発明制度」、知財管理 Vol.67 No.5 2017、

⑧ 福嶋路、渡部俊也「AI産業のアントレプレナー・エコシステム ウォータールー・トロント(WT)と本郷との比較」、IFI Working Paper No.16、March 2023

⑨ 星エリ「ニューメキシコ大学における産学連携活動と技術移転活動」、産学官連携ジャーナル、Vol.11 No.12、2015等

(1) 主要国の職務発明制度及び大学における運用・慣行・特例

- 主要国の職務発明制度及び大学における運用・慣行・特例の概要を図表 15 に示す。

国	職務発明の 原始帰属	根拠規定	大学における職務発明の運用・慣行・特例
米国	従業者 (研究者)	特許法101条	大学毎に職務発明の運用の幅が大きい。原則として大学帰属を義務付ける ケース（例：スタンフォード大学）から、大学の資金・施設を顕著に使用する 場合のみ大学帰属とするケース（例：MIT）まで幅広い
英国	使用者 (大学)	特許法39条	多くの大学では知財権は大学帰属と内部規定で定められている（例：オックス フォード大学）
フランス	使用者 (大学)	知的財産法 611条の7	フランスの職務発明の原則では大学帰属だが、一部の大学には、学生が自 主PJのために大学の資源を使うことを認め、かつ、知財権も主張しない（研 究者帰属とする）慣行がある 大学の研究者を含む公務員は、当局に発明を直ちに申告する義務がある一 方、職務発明に対する追加補償の支払いを受ける権利を有する
ドイツ	従業者 (研究者)	特許法6条	大学は研究者による発明を商業的に利用する権利を有する一方、研究者 は発明から生じた全収入の30%を受け取る権利を有する
カナダ	従業者 (研究者)	特許法2条	大学と研究者の契約で帰属を定める。一部の大学には、研究者が個人とし て特許取得することを大学が経費を負担して支援し、かつ、知財権も主張し ない（研究者帰属とする）慣行がある（例：ウォータールー大学）
中国	使用者 (大学)	専利法 6 条	大学の知財の社会実装の促進を目指し、発明創造の実施・運用のため使 用者（大学）に処分権があることを明記（専利法 6 条）
韓国	従業者 (研究者)	発明振興法10条	大学が権利放棄する場合、研究者への権利譲渡を可能とすることで社会実 装の促進を目指す条文あり（発明振興法16条の2）

図表 15 主要国における職務発明制度及び大学における運用

- 図表 15 に記載のように、日本とは異なる職務発明制度を有する国も少なくない。知財権が大学
帰属ではなく研究者帰属の国も存在するため、知財に関する協議先が大学ではなく研究者になる
場合も起こり得る。
- 一例として、米国においては、職務発明は従業者に原始帰属するとされており（特許法 101
条）、大学においてもこの規定が適用されることになるが、従業者（研究者）から使用者（大
学）への権利移転（承継）の運用は大学毎に幅があるようである。例えば、全ての研究者に職
務発明の届出と機関帰属を義務付ける大学（一例としてスタンフォード大学）から、大学の資金
を提供する委託研究や大学の資金・施設を顕著に使用する場合に限って機関帰属とする大学
（一例として MIT）まで様々のようである。
- 従って、米国大学の研究者が国内大学に転職する場合には、研究者の研究成果に係る知財が
大学又は研究者の何れに帰属するかの確認が必要になる場合もあると思われる。また、バイ・ド
ールその他の法律に基づく法律上の制約がないかの確認も必要になると思われる。逆に、国内大学
の研究者が米国大学へ転職する場合において、国内大学に帰属する当該研究者の研究成果に
係る知財を米国大学へ譲渡する場合には、経済安全保障の観点から制約が発生する場合もある
ことに留意が必要である。

(2) 海外の大学における研究者の転退職時の知財取扱い

①米国における実務運用

- 米国では、大学の研究者が他の大学に転職したときは、原則として転職前大学が権利を維持し、転職後大学へ権利譲渡しない運用（即ち、図表4の類型2）が一般的である。また、必要な場合には転職前大学から実施許諾する運用となっている。米国の大学は社会実装機会の最大化に加え、投資回収できるものは権利維持、そうでないものは権利放棄するのが基本的なスタンスと考えられる。
- 転職前大学で生まれた知財と転職後大学で生まれた新たな知財の取扱いや、当該知財を商業化する場合の取扱い（例：オーナーシップ、実施許諾、ロイヤリティ、費用負担、知財責任等）については、転職前大学と転職後大学とで契約（IIA：Inter-Institutional Agreement）を締結している。AUTMが組織間における知財取扱いの契約のテンプレート（IIAテンプレート²⁶）を公開しており、多くの大学がこのテンプレートを活用している。

②欧州（ドイツ）における実務運用

- ドイツでは、大学の研究者が他の大学に転職したときは、転職前大学から転職後大学へ権利譲渡する場合もあれば、転職前大学が権利維持する場合もある（即ち、図表4の類型1及び2）。転職前大学で生まれた知財と転職後大学で生まれた新たな知財の取扱いや、当該知財を商業化する場合の取扱いについては、転職前大学と転職後大学とで契約を締結しているが、米国のようなテンプレートはないようである。

(3) IIA (Inter-Institutional Agreement) テンプレート

- 前述のIIAテンプレートは、米国における複数の大学等が知財を共同管理する際の取扱いを決めるに当たり、交渉の共通の出発点となるように、幅広い研究機関のAUTMメンバーにより作成されたものである。交渉の標準条件を提供し、一般的な問題やオプションに関する注釈を完備し、交渉コストを最小限に抑えることを目指している。IIAテンプレートの作成には、米国の主要大学のメンバーが関わり、その専門知識とコンセンサスが反映されている²⁷。
- IIAテンプレートは、複数の大学等が知財を共同管理する際の取扱いの標準的な契約項目や契約条件を広く整理するもので、大学等研究者の転退職時の知財取扱いに特化したものではない。しかし、米国の大学では、研究者が他の大学へ転職したときにも本テンプレートを活用して大学間

²⁶ (出典) AUTM : [MODEL INTER-INSTITUTIONAL AGREEMENT \(ANNOTATED\)](#)

²⁷ (出典) AUTM : [Model IIA Project](#)

で契約を締結することが一般的のようである。本テンプレートに記載された契約項目や契約条件は、大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項を抽出・整理する際に参考になる。

- IIA テンプレートでは、一方の大学を「主導機関」（Lead Institution）、もう一方の大学を「相手機関」（Other Institution）として、以下の契約項目や契約条件を提示している。

分類	小分類	主な記載内容
出願・権利化	特許出願	主導機関が権利化の責任と権限を持ち、決裁権を有する。 主導機関は、相手機関と協力して意思決定を行い、相手機関からの要請を十分に考慮することを条件として、権利化を単独で管理することができる。
	海外出願	主導機関は、海外出願の決裁権を有する。主導機関は、出願期日の合理的な範囲で相手機関と協議する。
実施許諾	許諾権限	主導機関は、IIAの諸条件の遵守を条件として、実施権限の決裁権を有する。 相手機関は、実施許諾契約の草案を契約締結前に提供されるが、期待する金銭的見返り（実施料等）を理由に当該契約の承認を拒否できないことを認める。
	商業化努力（社会実装）	主導機関は、特許権の商業化（社会実装）に向けてライセンスを探すための合理的な努力を払い、主導機関及び相手機関の相互利益かつ公益のために、実施許諾契約を管理する。
財務関連	特許費用	主導機関と相手機関は、特許費用の費用負担割合を決定する。
	実施料	主導機関と相手機関は、実施料の分配割合を決定する。 主導機関がIIAの対象特許権以外の特許権又は知財権とともに第三者に実施許諾するときは、実施料総収入のうち、IIAの対象特許権の割合を決定するために相手機関と誠実に交渉する。 Inventorshipに疑義が生じ発明者の削除又は追加が発生したときは、実施料の分配割合の条項を修正するよう誠実に交渉する。
	発明者補償	主導機関と相手機関は、それぞれの機関に所属する発明者に、それぞれの機関のポリシーに従って発明者補償を行う。
特許侵害・特許異議申立		主導機関と相手機関は、第三者による特許侵害、又は、特許の有効性に関する請求（特許異議申立等）の可能性を知った場合、速やかに他の当事者に通知する。両当事者は、状況を協議し、最善の方法を誠実に決定する。
知財責任		主導機関と相手機関は、特許権の実施が第三者の知財権を侵害しないことを明示的に保証しない。また、信用喪失、利益喪失、事業喪失、あらゆる経済的損害について責任を負わない。
その他		研究/教育目的で他の研究機関に実施許諾する権利の留保、政府助成金を受けた場合の米国政府への報告義務、輸出管理法を含む法律の遵守義務等。

図表 16 IIA（Inter-Institutional Agreement）テンプレートの主要項目（再掲）

- 本テンプレートは交渉の共通の出発点としての役割を果たすことを意図しており、ケースバイケースでカスタマイズが必要とされている。つまり、テンプレートは協議結果に応じて修正されることが前提となっている。また、特許権の共同管理のみが対象で、データ・ノウハウ・著作物・有形資産は含まれていないため、それらを含む場合にはカスタマイズが必要であることが注釈されている。
- データ・ノウハウ・著作物・有形資産に関する米国の実務運用は、IIA テンプレートとは別に取り扱われている。米国の大学においては、大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産については大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的と考えられる。但し、契約（sponsored research 等）、法律（輸出管理や安全保障等）、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先される。

(4) 米国大学の知財実務（データ・ノウハウ・著作物・有形資産）

- 「データ、プロセス、成果物に自由にアクセスできる研究の原則は最も重要な原則の一つ」とする、米国議会での採決（1969年）の考え方を尊重する大学もあるようである。
- 大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産については、大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的のようである。但し、契約（sponsored research等）、法律（輸出管理や安全保障等）、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先される。

データ

- 転職前大学がオリジナルのデータを所有・管理し、転職後大学にデータへのアクセス権を与える運用が一般的で、日本と比較して大学側でデータを保護・管理しているようである。一定の条件下でデータの所有権を転職後大学に移転することも可能とする大学もある。契約、法律、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先される。

ノウハウ

- ノウハウは大学によって運用に差があり、ノウハウを厳格に管理する大学とそうでない大学とがある。契約、法律、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先されると思われる。

著作物

- 職務上の著作物等は転職前大学に帰属させ、必要な場合には転職後大学にアクセス権を認める運用が一般的のようである。契約、法律、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先されると思われる。

有形資産

- 大学支援の研究で生成された有形資産は転職前大学が所有・管理し、転職後大学にアクセス権を認める運用が一般的のようである。契約、法律、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先されると思われる。

付録3 経済安全保障上の留意事項

(1) バイ・ドール法

○ 日本版バイ・ドール制度で研究開発の受託者に帰属させた知財権の移転等にあたっては、あらかじめ国の承諾を受けることが条件となる点には留意が必要である。

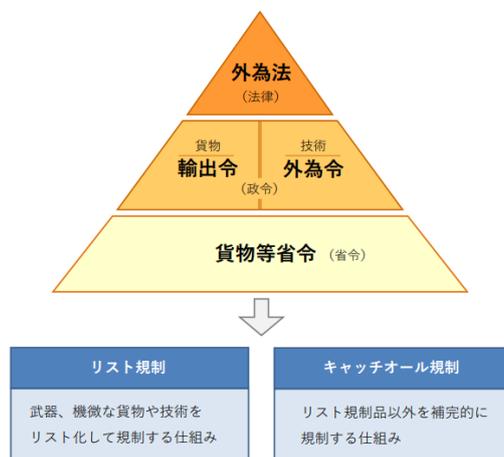
(日本版バイ・ドール制度の概要)

以下の4つの条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている全ての委託研究開発(国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。)に係る知財権について、100%受託者(大学・国立研究開発法人を含む)に帰属させることとする。

- i. 研究成果が得られた場合には国に報告すること。
- ii. 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知財権を無償で国に実施許諾すること。
- iii. 当該知財権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知財権を実施許諾すること。
- iv. 当該知財権の移転又は当該知財権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ国の承認を受けること。

(2) 外為法に基づく「リスト規制」および「キャッチオール規制」

○ 外為法に基づく「リスト規制」および「キャッチオール規制」に該当する研究データやノウハウ等の提供※は、経済産業大臣の許可が必要。(※技術を外国において提供すること等)



図表 17 リスト規制とキャッチオール規制の概略²⁸

²⁸ (出典)「安全保障貿易管理ガイドンス [入門編]」、経済産業省 (令和7年1月)

付録4 ウォータールー大学の知財ポリシー²⁹

ウォータールー大学は、カナダ最大規模の理工系大学で、カナダの MIT と呼ばれている。数学、工学、コンピューターサイエンス等が有名で、特にコンピューターサイエンス分野では、カナダ国内 1 位、世界 25 位のトップ大学である。

ウォータールー大学は Co-op プログラムで有名である。本プログラムは大学とインターンシップを組み合わせたプログラムで、学部生はインターンシップ（4 か月）→大学（8 か月）→4 か月（インターンシップ）を繰り返し 5 年で卒業する。

ウォータールー大学のユニークさは、スタートアップの起業支援を重視する知財ポリシーにもみられる。「知財権は、大学では研究者が個人として特許取得することを大学が経費を負担して支援し、後に収入があった場合にのみ回収するという制度なく発明者のもの」という方針を示している。

ウォータールー大学の卒業生らが起業し成功した事例も多く、カナダのテック系スタートアップの設立者の 18%がウォータールー大学の卒業生といわれ、カナダにおけるイノベーションエコシステムの発展に大きく貢献している。



図表 18 ウォータールー大学公式サイト：知財ポリシーに関するページ³⁰

²⁹ （出典）福嶋路、渡部俊也「AI 産業のアントレプレナー・エコシステム ウォータールー・トロント(WT)と本郷との比較」、IFI Working Paper No.16、March 2023

³⁰ （出典）Waterloo 大学：[Our IP policy | Entrepreneurship | University of Waterloo](https://www.uwaterloo.ca/entrepreneurship/our-ip-policy)

「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」構成員一覧

* 五十音順、敬称略

(委員) ◎座長

飯田 香緒里 東京科学大学 副学長（産学官連携担当） / 教授

上原 夏子 産業技術総合研究所 執行役員

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員

竹中 俊子 ワシントン大学ロースクール 教授

西村 訓弘 三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授

林 いづみ 桜坂法律事務所 パートナー弁護士

◎渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

(オブザーバー)

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課

経済産業省イノベーション・環境局イノベーション政策課大学連携推進室

特許庁総務部総務課

特許庁総務部企画調査課

(事務局)

内閣府知的財産戦略推進事務局

(令和7年3月1日時点)